

29日保第1614-2号  
平成30年1月24日

日進市国民健康保険運営協議会  
会長 堀之内 秀紀 様

日進市長 萩野 幸三

### 日進市国民健康保険税等について（諮問）

日進市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定により、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

#### 記

##### 諮問事項

- 1 日進市国民健康保険税を改定することについて
  - ・保険税率及び賦課限度額について（別紙）
  - ・法定外繰入金赤字分について
- 2 保健事業について

##### 諮問の趣旨

国民健康保険事業は、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより医療費は増大し、財政状況は厳しい状況に直面しています。

平成30年度より、制度の安定化を図るため、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、愛知県が運営方針を定めました。市町村は運営方針に沿った運営が必要となっており、保険税については県が標準保険料率を示すこと、一般会計からの法定外繰入金赤字分は削減することとしています。また、保健事業については、加入者の健康増進及び医療費の上昇を抑えるための取り組みが必要とされております。

今後の日進市国民健康保険の安定的な事業運営にあたり保険税、保健事業について、ご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。

#### <事務局>

健康福祉部 保険年金課 国保係

電 話 0561-73-1420

ファックス 0561-72-4554

電子メール [hoken@city.nisshin.lg.jp](mailto:hoken@city.nisshin.lg.jp)

平成30年度日進市国民健康保険税の所得割率を現在の8.8%から9.0%、均等割額を現在の34,000円から35,800円にそれぞれ引き上げる。平等割額の改定は行わない。また、地方税法施行令が改正された場合は、課税限度額を現在の89万円から同施行令に規定される93万円に引き上げる。

## 内 訳

## ・所得割率

	改正前	改正後
基礎課税分	5.4%	5.4%
後期高齢者支援金等課税分	2.0%	2.0%
介護納付金課税分	<u>1.4%</u>	<u>1.6%</u>
合 計	<u>8.8%</u>	<u>9.0%</u>

## ・均等割額

	改正前	改正後
基礎課税分	23,000円	23,000円
後期高齢者支援金等課税分	<u>3,000円</u>	<u>4,800円</u>
介護納付金課税分	8,000円	8,000円
合 計	<u>34,000円</u>	<u>35,800円</u>

## ・賦課限度額

	改正前	改正後
基礎課税分	<u>5.4万円</u>	<u>5.8万円</u>
後期高齢者支援金等課税分	1.9万円	1.9万円
介護納付金課税分	1.6万円	1.6万円
合 計	<u>8.9万円</u>	<u>9.3万円</u>